

令和8年2月26日

関係各位

一般社団法人全国信用組合中央協会

信用組合業界の社会的責任とコンプライアンスの再徹底に向けた取り組み  
(反社決別宣言) について

本日、一般社団法人全国信用組合中央協会（会長：柳沢 祥二）は、信用組合業界のコンプライアンスマインド向上に向けた決意表明として、別添のとおり宣言いたしましたので、お知らせいたします。

以上

令和8年2月26日

信用組合業界の社会的責任とコンプライアンスの再徹底に向けた  
取り組み（反社決別宣言）

一般社団法人 全国信用組合中央協会  
会長 柳沢 祥二

信用組合業界におきましては、これまでも業界を挙げて、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力との関係遮断に取り組んでまいりました。しかしながら、昨年、信用組合において反社会的勢力等への資金提供が判明いたしました。

本件は信用組合業界全体の信認を大きく損なうものであり、お取引先や地域・業域・職域社会に対する信用を著しく毀損し、多くの関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを極めて重く受け止めております。

我々信用組合業界は、金融機関としての公共的使命と責務を改めて自覚し、協同組合の理念に立ち返って適切な経営管理と業務運営を継続する必要があります。そのためには、業界を挙げて実効性の高い再発防止策を講じ、速やかに着手し着実に実行していくことが不可欠です。特に反社会的勢力に対しては、引き続き断固たる排除と関係遮断を徹底してまいります。

具体的には、反社会的勢力による被害を防止するため、以下の基本原則（※）を改めて徹底します。

（※）①組織としての対応体制の整備、②外部専門機関との連携強化、③取引を含む一切の関係遮断、④有事における民事・刑事の法的対応、⑤裏取引および資金提供の禁止。

中央組織においては、上記の取り組みを推進するための施策を策定し、業界全体の内部管理態勢の強化に努めてまいります。

引き続き、中央組織の役職員は襟を正し、率先してガバナンス・コンプライアンスの再認識と再学習を行うとともに、会員信用組合におかれましても組織内のガバナンスおよびコンプライアンス意識の一層の向上に取り組んでいただく必要があります。

このため、中央組織では信用組合行動綱領に加え、信用組合業界の社会的責任とコンプライアンスの再徹底に向けた取り組みを下記のとおり見直し、コンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。

会員信用組合におかれましては、本趣旨をご理解いただき、本取り組みが経営層から各職員一人ひとりに至る全役職員までに確実に徹底されますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

中央組織として業界を挙げて不祥事の再発防止に本気で取り組み、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

## 記

### 【今後の取り組み】

1. 信用組合経営者向けコンプライアンス研修会の定期開催
  - 経営トップの自覚・責任
  - 企業倫理・文化の醸成・浸透など
2. 信用組合職員向けコンプライアンス研修に係るサポート強化
  - コンプライアンス教育・啓発に係る統一的な教材の提供
3. 信用組合業界の共通相談窓口の運営
  - 役員による法令違反行為等に関する通報のサポート
  - 共通相談窓口の周知徹底
4. 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進
  - 中央組織で開催する研修会等（上記1および2を含む）への警察庁等に対する講師派遣の要請
  - 警察庁等と中央組織における人的交流の推進
  - 警察への情報提供・連携の強化
  - 預金保険機構による特定回収困難債権の買取制度の有効活用
  - 反社会的勢力との関係遮断に資する情報提供を通じた内部管理態勢の徹底

以上